

秋田市総合交通戦略協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 秋田市において安全で円滑な交通の確保と、将来を見据えた持続可能な都市づくりを進めるため、秋田市総合交通戦略協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議をする。

(1) 秋田市総合交通戦略策定に関する事項

(2) その他秋田市の都市交通に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会委員およびオブザーバーは、学識経験者、交通事業者、関係団体、関係行政機関等のうちから別表 1 に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。また、必要に応じ別表 1 に掲げる者以外の者を委員又はオブザーバーとして追加することができる。

2 協議会は、会長・副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第 4 条 委員およびオブザーバーの任期は、委嘱の日から協議終了の会議の日までとする。ただし、関係行政機関のうちから委嘱された委員については、その置かれている在任期間とする。

(会議)

第 5 条 会長は、協議会の委員を招集し、会議の議長を務める。

2 協議会は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を認め、資料の提出、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

（事務局）

第 6 条 協議会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 20 年 9 月 8 日から施行する。

【別表 1】

秋田市総合交通戦略協議会委員名簿

	所属および役職	
委 員	秋田大学工学資源学部土木環境工学科准教授	
〃	（社）秋田県バス協会専務理事	
〃	秋田中央交通（株）取締役営業本部長	
〃	秋田県ハイヤー協会専務理事	
〃	東日本旅客鉄道（株）秋田支社 総務部企画室長	
〃	秋田商工会議所専務理事	
〃	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所調査第二課長	

〃	国土交通省東北運輸局 秋田運輸支局首席運輸企画専門官	
〃	秋田臨港警察署長	
〃	秋田中央警察署長	
〃	秋田東警察署長	
〃	秋田県建設交通部建設交通政策課長	
〃	秋田県建設交通部都市計画課長	
〃	秋田県建設交通部道路課長	
〃	秋田市建設部道路建設課長	
〃	秋田市建設部副理事兼道路維持課長	
〃	秋田市都市整備部副理事兼都市計画課長	
〃	秋田市都市整備部都市計画課交通施策室長	
オブザーバー	国土交通省東北地方整備局 建政部都市・住宅整備課長	